

前市長による公共工事のやり直しに関する調査特別委員会日程

令和 5 年 1 1 月 2 日（木）

場 所：全員協議会室

- 1 「前市長による公共工事のやり直しに関する調査特別委員会」について
- 2 対象工事の選定について（資料 1、2）
- 3 その他

午前10時00分 開会

【井上委員長】 ただいまから2回目の前市長による公共工事のやり直しに関する調査特別委員会を開会いたします。

ただいま本委員会を傍聴したい旨の申入れがありましたが、いかがでしょうか。

全 員 了 承

【井上委員長】 それでは、傍聴を許可することといたします。

暫時休憩いたします。

傍聴人6名を許可

午前10時01分 休憩

午前10時02分 再開

【井上委員長】 それでは、再開いたします。

ただいま本委員会を撮影及び録音したい旨の申請がありましたが、開会前の冒頭部分のみの撮影と開会中のみの録音を許可してもよろしいでしょうか。

全 員 了 承

【井上委員長】 それでは、撮影及び録音を許可することといたします。

暫時休憩いたします。

午前10時03分 休憩

午前10時04分 再開

【井上委員長】 それでは、再開いたします。

議長が御出席なので、御挨拶をお願いいたします。

【小倉議長】 皆さん、おはようございます。前市長による公共工事のやり直しに関する調査特別委員会でございます。この委員会は、今回、新市長になった大和市としましても、前市長のいろいろなことをこういう形でもう一回見直すという明言が古谷田市長からあり、我々としましてもこれを今回一掃するということで、かなり内容の濃いものを追求していく委員会でございます。きっちりと精査をして、結論を出したいと思いますので、委員の皆様方、どうか御協力をよろしくお願いいたします。

簡単でございますけれども、議長の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【井上委員長】 議長はこれにて退席されます。

日程1 「前市長による公共工事のやり直しに関する調査特別委員会」について

【井上委員長】 日程１、「前市長による公共工事のやり直しに関する調査特別委員会」について、初めに、各委員の共通認識を図るため、本特別委員会について事務局から説明させます。

【議事係長】 本委員会は地方自治法第１０９条第１項及び市議会委員会条例第６条の規定に基づき設置された特別委員会でありまして、付議事件は（１）として「市議会（令和３年）及び市（令和５年）の調査によって指摘があった公共工事のやり直しに関し、やり直しに至った経緯、その総数や総額等の真相究明についての調査・検証」、（２）として「（１）を踏まえた大和市行政の将来にわたる再発防止策について」でございまして、存続期間は付議事件の調査が終了するまでとし、議会の閉会中もなお調査を行うことができることがさきの９月定例会で議決されてございます。また、調査権限として、付議事件の調査を行うため、地方自治法第９８条第１項の権限、この権限は当該普通地方公共団体の事務を検閲検査する権限でございしますが、この権限を本委員会に委任することも議決されてございます。

本委員会の運用につきましては、基地対策特別委員会と同様に、地方自治法、市議会委員会条例、市議会会議規則、市議会傍聴規則などの規程により運用されることとなります。

本委員会の撮影・録音について、１、撮影は冒頭のみ許可とすること、２、録音は開催中のみの許可とすること（休憩中は不可）の２点について、委員長が当該委員会に諮って許可するかどうかを決定することが議会運営委員会で決定されてございます。

また、本委員会の会議録についてであります。速記録による全文筆記となりますので、御承知おきくださるようお願いいたします。

【井上委員長】 本委員会の運用について何か確認事項はありますか。

全 員 了 承

【井上委員長】 それでは、そのようにお願いいたします。

日程２ 対象工事の選定について（資料１、２）

【井上委員長】 日程２、対象工事の選定について（資料１、２）です。

今回の調査の進め方でありまして、古谷田市長は、前市長による公共工事のやり直し指示に関し、改めて詳細な調査を行うことを記者会見や議会の場で明言しており、議会と市長でお互い協力していかなければならないと考えているようです。また、同一の調査対象について、議会と市長で同時に調査を行うことは、同じ事項に対し二重のコストをかけることにもなりかねない側面もあると考えております。このことは委員の皆さんも同様の考えだと思います。このことから、今回の調査では、まず本委員会で調査対象を選定し、市長へ調査依頼を行いたいと考えています。

今回、議会では、付議事件にも記載しているとおり、市議会（令和３年）及び市（令和５年）の調査によって指摘があった公共工事のやり直しを調査対象としていることから、本委員会の設置後、委員の皆様にご協力いただき、市側の管理職実名アンケート、議会側の無記名管理職アンケートを精査した結果、資料１に記載している公共工事のやり直しについて、市長に調査依頼を行いたいと考えております。

資料１を朗読するので御覧ください。

前市長による公共工事のやり直しに関する調査依頼書

前市長による公共工事のやり直しに関する調査特別委員会

令和5年11月2日

大和市議会議長
小倉 隆夫 殿

前市長による公共工事のやり直しに関する調査特別委員会
委員長 井上 貢

前市長による公共工事のやり直しに関する調査特別委員会調査依頼

令和5年9月26日に設置した前市長による公共工事のやり直しに関する調査特別委員会からの調査依頼を下記のとおり致します。

記

市側への調査依頼

1・事業に関する調査

- 1-1 ゆとりの森、仲良しプラザの床材のやり直し指示について
- 1-2 イコーザの壁の塗り直し指示について
- 1-3 防災パークの芝生張替え指示について

裁判における陳述書・市側の管理職実名アンケート・議会側の無記名管理職アンケートを精査した結果、やり直しに関する具体的な回答のあった3点の工事のやり直しの経緯及び金額、また工事代金の流れ等、公共工事としての妥当性について法的な判断の回答を求める。

2・施設に関する調査

- 2-1 シリウスの工事やり直し指示について
- 2-2 ポラリスの工事やり直し指示について

市側の管理職実名アンケート、議会側の無記名管理職アンケートを精査した結果、複数回答が確認され、受注工事金額が多額である為、以上2点の工事のやり直しの経緯及び金

額、また工事代金の流れ等、公共工事としての妥当性について法的な判断の回答を求める。

以上

【井上委員長】 資料2につきましては、委員の皆様にご協力いただき、精査した結果であります。このような形で本委員会から議長に依頼をし、議会として市長に調査依頼を行うことについての御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

【河端委員】 委員長、的確にまとめていただきましてありがとうございます。

そこで、調査依頼の文面の内容なんですけれども、「また工事代金の流れ等」という表現がなされているんですけれども、「工事代金」とすると、一般的なイメージからすると、入札を受けたところが下請とか、孫請とかという形でその工事の代金がどのように流れていったかというふうに取り扱われるような表現になっているのかなと思っているんですけれども、委員長は具体的にどのようなイメージで「工事代金」と示したのか、伺わせていただきたいと思います。

【井上委員長】 この委員会はいくまでも前市長による公共工事のやり直しに関する調査特別委員会ですから、前期の調査特別委員会の際に、元副市長から参考人聴取の際に、工事のやり直しを行うに当たって正当な理由がないので、その工事のお金をどこから持ってくるのかとか、そういったことに非常に苦労しているといった表現がございましたので、そういった形で予定になかったお金を使って工事のやり直し等を行っていたのかというイメージです。

【河端委員】 ありがとうございます。今、井上委員長がお話ししてくださったのは私がイメージしていたものとはちょっと違っている感じで、お話を聞いたら、流用だとかというお話が出ていたと思うんですけれども、やはりそういったことを指し示すような文言が何かないかなと思うんですけれども、事務局とかで「工事代金」ではなくて、委員長のイメージに合うような文言というのが何かあるのか、聞いていただければと思うんですけれども。

【事務局長】 今なされた質疑と委員長のお答えからして、当初予定されていなかった予算、予定になかったものを例えば流用とか、この間のやり取りでは工事の落札差金とかを充てたというような表現をよく聞いたところです。行政的にはこの工事代金というところ、市の立場としての予算のやりくりという意味では、例えば「予算執行」という言葉が当たるのではないかなというふうに思います。

私からは以上です。

【河端委員】 では、修正が可能であれば「工事代金」というのは、先ほど委員長がイメージしていたものも含まれる文言「予算執行」という文言というふうなこともありましたので、それに修正したほうがいいのではないかなと思うんです。委員の皆さんの意見もごございますので、どうかなと思うんですけれども。

【井上委員長】 今の御意見に対して何かありますか。

【赤嶺委員】 まず、先ほど委員長から御説明があった際に、前期の参考人招致で元副市長からお話があった件につきましては、そういった工事のやり直しによって職員が苦労したということであったというふうに私も記憶をしているところであります。ただし、その費用の流れというのは、いまだ実態が分かっていないんですね。果たしてそれが予算執行という形で支払われたのかも分からないです。そういうところもありますので「予算執行」としてしまうと、あくまで市が支払ったお金に限定をされることにもなりますので、できればこのあたりは、費用の流れに関しても適切に行われたのかどうか、調査の一つに加えていただきたいと思います。

【町田（零）委員】 今の話、よく分からないんですけども、予算執行以外のお金の流れというのは具体的にどういうことがあり得るんですか。

【赤嶺委員】 私も分からないんですけども、例えば工事代金の減額を業者さんにのんでもらう、次回の発注をお願いして、次、お仕事頼むから、今回は泣いてくれよみたいなことがある可能性もゼロではないなと思います。予算執行する以外にも工事代金をどうするかというのは様々な方法があるのではないかと思います。このあたりは、やはり調査してみないと分からない部分ではないかなと思います。今のは仮定の話です。

【町田（零）委員】 委員さんの中で、今のお話以外に可能性のあることは何かありますか。私は、バーター以外、あまり思い浮かばないんですけども。

【石田委員】 僕は赤嶺委員のおっしゃっていることに賛同しているんですけども、分からない中で、我々の想像の範疇であるか、ないかと議論するべきではなくて、やはり第三者の専門家にしっかり見ていただいて、問題があるかどうかをチェックする。こちらのほうで分からないうちに勝手に範囲を決めるべきではないと思います。

【町田（零）委員】 よく分からない。そういうことを聞いているのではなくて、今の話だと、バーターも予算執行なんですよ。予算の中にある金額を執行しているので、例えばそれが流用だったり、執行残を勝手に使ってしまったとかいうところであれば、事務局の言った予算執行には当たるんだけど、それ以外の可能性というのは……。バーターでも、例えば減額でのんでもらって、また今度ねというのも、執行しているから予算執行なんですよ。それ以外だと何があるのかなと思うので、別に絶対駄目だということではないんですけども、逆に「予算執行」だと駄目な理由が分からない。限定するべきではないとかという話があるんだけど、分からないからそういう言葉にしておいたらいいいというのも無責任な気もするけれども、取り立ててこれが駄目だというわけでもないんですが、何かもやっとしているなとか……。何かありますか。

【鳥淵委員】 その後の文言で「公共工事としての妥当性について」と表現がなされているので、文章的に「予算執行の流れ等」というふうにしたほうがはっきりするとか、意味が分かりやすいのではないかなと思います。

【堀合委員】 もともとの調査の対象というのは、前市長による公共工事のやり直しですから、それにまつわる予算執行を調べるんだということによろしいと思います。つまり、いろいろな可能性があるんだという前提で調査の対象を広げるべきではない。この委員会の名称のとおり、公共工事のやり直しだけ、ひとまず調査をするという意味合いで「予算執行」という言葉を使ったほうがよろしいと思います。

【石田委員】 確認したいんですけども、公共工事のやり直しということが前期の申し送りになっていて、今回公共工事のやり直しをやるうねという話というのはすごくよく分かるんです。それは筋の話ですよ。筋の話の中で、ただ、今回行政側が、前市長時代のときには、議会は議会、行政は行政というふうにやってきて、私はそうすべきだという論調をずっと張ってきたわけですけども、今回は新市長が、第三者に完全に投げて、専門家に見てもらおうというふうに腹をくくったので、それであれば、こちらはその覚悟に応えるしかないという思いでこれまでの議会、行政別々で調査するというところから、連携、協力してくれというところに対して賛同しているところであります。

その上で、今回、第三者委員会——委員会という言い方が正しいのかどうか、分からない——に投げたときに、こちらでは公共工事のやり直しとなっている、それには広範な予算、契約書等々のチェックをしなければならないんですが、その中で、公共工事のやり直しではないけれども、これは明ら

かに問題だぞということが出てきた場合には、指摘しないでほしい、調査しないでほしいというのがこの委員会の趣旨なんではないでしょうか。そうではないと思うんです。そういうものが見つかった場合には当然指摘をしていただきたいですし、問題提起していただく必要があると思いますので、特段何か細かくやるのではなくて、こちらでは公共工事のやり直しというていをお願いをするんですが、調べる中で問題が発生した場合には、当然不法な、よろしくない、例えば予算執行の外の裏金ですとか、そういうものが証言から出てきたとかいうとき、いや、予算執行のことだけ話しているから、裏金のことは別にしてくれとか、そういうことはないと思うので、こういう細かい文言にこだわる必要なく、このままお願いすればいいのではないのかなと思います。

【布瀬委員】 河端委員にお聞きしたいんですけども、「工事代金の流れ」だと、どのようにお金が支払われていたかという流れとしか受け取られないという意味で「予算執行」に替えたほうがいいのではないのでしょうかという御意見でいいのでしょうか。

【河端委員】 具体的なイメージとして、私が想像する「工事代金の流れ」というのは、そういうことになるのではないのかなというふうにお示ししたとおりなんですけれども。

【布瀬委員】 皆さんの意見をいろいろお聞きしていて、流用とか、そういったことも含めて「工事代金の流れ」に含まれているということなので、「予算執行」にすると限定してしまうのではないかという意見もありますし、本来はどうか、分からないんですけども、今の文言で問題ないのではないかなと私は思います。

【町田（零）委員】 私が最初に感じていたイメージは逆で、ちょうど今のお二人のやり取りを聞いていて、確かに「工事代金の流れ」としてしまえば逆に限定される気がしたんですね、話を聞いていると。石田委員の言っている内容は、公明党さんの修文というか、文言変更をやると物事を限定しようとしているみたいな、それはよくないんだみたいなことを言っているけれども、お話を聞いていると、むしろ逆なんです。だから「工事代金の流れ」というふうに限定してしまうと、確かに工事代金の流れというのは、要するに発注者側から受注者側に流れる以外の流れはないから、それだけではなくて、例えばそもそもそのお金がどこから出てきて、どのように工面されたのかというふうなことを含めると、予算執行と言ったほうが適切ではないかということですよ、恐らく。すみません、私も理解ができていなくて、限定しようとしているのかなと思って、それで皆さんにどういうことですかと意見を聞いたんですけども、どちらかというと、こちらのほうが広がるというか、矩則がなくなる可能性があるのではないですか。その辺はどうですか。

【赤嶺委員】 今回の調査に関する工事代金の流れですから、やり直しに関する工事代金の流れなんです。さっき私が言ったのは、それが工事代金とは限らないでしょう。そのときの予算には含まれていないかもしれないけれども、次はちょっと金額を膨らませて発注したりですとか、例えば一次請け、二次請けを替えたりとか、いろいろなケースが考えられるんですね。だから、やり直しに関する経緯ですとか、そのお金が誰に支払われたとか、それがどこから支払われているのかとか、どのような方法で支払われたのかという部分は必要だと思うんですよ。何で「工事代金」のほうがいいのかというのかというのは、先ほどお話ししましたが、予算執行以外の方法で対応している可能性が否定できないからです。

【河端委員】 ごめんなさい、私が「工事代金」というところで、委員長の具体的なイメージをお聞きした流れからこういう形になっているんですけども、あくまでも、この調査特別委員会からの調査依頼というのは付議事件を基にしたものであるわけなので、そこから広げるか、広げないかというのは、その調査をこれから委託する弁護士さんとか、そういう方たちが調べた中で必要があれば、そ

れは調べるような形になると思いますし、あくまでもこの調査特別委員会の中で調査するというのは付議事件を基にして調査をかけるわけですので、先ほど事務局から予算執行という言葉が一番具体的な委員長イメージに合った言葉なのではないかとお話ししてくださったので、私が意図するところは、工事代金というのはあくまでも建設業界の流れを示しているような言葉に読み取れるなど思ったので、そこを限定するという意図は全然なくて、先ほど町田（零）委員からもお話がありましたけれども、もう少し付議事件に沿った形で広く捉えることができる「予算執行」が一番妥当な言葉、表現なのではないのかなと思います。

【町田（零）委員】 では、あまり違いが分からないので、両方書いたらどうですか。「また予算執行、工事代金の流れ等」みたいにしてみえはどうですか。

【河端委員】 私は全然構わないです。なので、より分かりいいというところでは「予算執行及び工事代金の流れ等」でもいいですし、「予算執行の流れ等」の「等」の中に「工事代金」も含まれるのではないかなと私は思いますけれども、皆さんがそういった表現のほうが適切ではないかと言うのであれば、別にそれを頑張って替えるとか、そういう気持ちはありませんので、皆さんに諮っていただきたいと思います。

【井上委員長】 今の何となくのお話の流れで、2つの選択肢があって、1つは、これに「予算執行」という言葉を加えるか、もしくはこのままでも「等」の中で吸収できるので、このままでいくかの2つの選択になっていると思いますが、この辺はいかがでしょうか。

【石田委員】 両論併記でいいと思います。両方併記すれば話が次に進むと思いますので。

【赤嶺委員】 河端委員がよければ、文言の追加には賛成したいと思います。

【井上委員長】 では「予算執行」という文言の追加で合意が取れそうですか。

全 員 了 承

【井上委員長】 では、まとめた文章、修正部分の確認を事務局にしてもらいます。

【議事係長】 それでは、資料1の3ページ目になると思います。2か所ございます。1－2、1－3の下にある部分の3行目の「工事代金の流れ等」、2－1、2－2の下にある文章の3行目の「工事代金の流れ等」についてですが、この「工事代金の流れ等」を「予算執行、工事代金の流れ等」に変更でよろしかったでしょうか、確認をお願いいたします。

全 員 了 承

【赤嶺委員】 資料2に関してなんですけれども、この資料だと、例えば一番左の行に書いてある名前の人がアンケートや公共工事の内容についてチェックをしたというふうに見られますので、チェック者は下段に1列で書いていただけないかと。チェックに参加した委員全員で確認したことは分かりますけれども、知らない人がこれを見せようと、項目ごとにこの人がチェックしましたみたいな見方をされてしまうのかなと思いますので、提出の際には変更をお願いしたいと思います。

【井上委員長】 すみません。今の御意見は私もごもっともだと思いますので、そのような修正の仕方です。

【町田（零）委員】 この辺に書くとよいということですね。

【赤嶺委員】 そのほうがいいと思います。

【鳥渕委員】 では、別件で。先ほど事務局から、特別委員会の設置の中で付議事件の内容を読み上げていただきました。その中の1つ目は「市議会（令和3年）及び市（令和5年）の調査によって指摘があった公共工事のやり直しに関し」云々というふうにあった部分と、もう一つ、その「（1）を踏まえた大和市行政の将来にわたる再発防止策について」という付議事件があるわけですよ。その意味合いをこの調査依頼書に載せるということは必要なかどうか、特に必要ないのかどうか、その辺も確認したいなと思っています。

【町田（零）委員】 私も再発防止策についてのアドバイスを求めるとかということを入れたほうがいいのかと思ったんですね。ただ、一般的にこういう第三者委員会のことが、芸能事務所の関係で今のテレビでも問題になっていますけれども、何か問題点があったときに指摘をされるというところで、併せて、指摘されるそのものが再発防止策のヒントにもなり得ることや、ほかにも再発防止策を付して回答してくることがあるんですね。日大の問題もそうですけれども、あの辺を最近読んでいて、そのようなものなのだなと思ったので、そこはパッケージなのかなと思いました。

とはいえ、パッケージなのかなということを確認した上で発注すべきだから、やはり文言を盛り込んだほうがいいのかというより戻しもあったんですけれども、第三者委員の人、万が一にでも問題がなかったという回答もあり得るんですよ。そうすると、再発防止策を提示してくださいといったとき、問題がないものに対して再発防止の提示はできないので、そこについては、委員長、副委員長と行政で、そういう意図を持って発注するんだというところでとどめておいて、むしろ明文化しないほうがスマートなのかなと私は思っています。

【鳥渕委員】 理解したいと思います。実際に付議事件の中できちんとそういう文言がうたわれているので、それはそれでいいかなと思います。ありがとうございます。

【赤嶺委員】 先ほど資料2の変更のお話をさせていただいた際に、提出の際にはというふうにお話をしましたが、提出されるかどうか分からないということですので、今後、この情報が使用される際にはということで修正をしたいと思います。

【石田委員】 事務局に確認をしたいんですけれども、この間、調査特別委員会が開かれたときに、行政と議会が一緒に調査をやっていくんだという方向性を委員会全体で確認したということは、これまで、この回の前段であったんですか。今回初めて出てきた話だと私は捉えているんですけれども。

【井上委員長】 初めてです。

【石田委員】 そういう意味において、今の進め方としては、そこの部分、一緒にやっていくんだということに関しては、多分委員長のしゃべり方だと、皆さん、そこは問題ないと思うのでというふうにすっというたかなと思うんですが、私にとっては結構大きなポイントであると思っておりまして、もちろんこの間、様々な説明を受けてきた上である程度合意はしているんですが、やはり開かれた場所でお話をするときには、多分外で聞いている方からすれば、ああ、一緒にやることになったんだということがいきなり、唐突に決まったように見えてしまうのではないのかなと思うんですね。委員長のお言葉で構わないんですけれども、前段で少し説明がありましたけれども、もう少し丁寧に、なぜ今回は行政と議会と足並みを合わせて調査していくという方向性を取ったのか、少し思いを聞かせていただきたいなと思います。

【井上委員長】 繰り返しになってしまうようなところがあるんですけれども、今日の新聞にも出ていたんですけれども、今回、古谷田市長が読売新聞だったかな。第三者の調査ということで、透明性を図って、しっかりとやるんだという意思表示をされました。その思いというのは我々のところにも話としては聞き及んでいたところもあって、そういった意味でやるならば、その覚悟を持ってやるな

らば、調査に関しては二重のコストですとか、そういったことを考えると……。やはり我々も調査をするための予算、前期も弁護士さん1人お願いするのに、いわゆる議会の視察費を流用したりとか、そういうお金の工面が大変なところもあったので、今回、行政の意思が本腰を入れてやるんだというのであれば、我々の調査をそちらと一緒にやっていただくというのも一つの選択肢かなと思ひまして、そういう提案をさせていただいた次第です。

【石田委員】 ありがとうございます。その話を聞いたとき、やはり思うのは、第三者委員会で委員が決められるときにどういう基準で決められるのかとかで、私も事前の説明を受けて、弁護士会で第三者委員の選定の仕方ですとか在り方というのがしっかり策定、まとめられていて、それに準じて行っていくというふうに私は理解しているんですが、その理解でよろしいでしょうか。第三者委員会が行われていくときに、弁護士会が……。

【井上委員長】 どうやって選ぶかは行政が選ぶんだと思います。その選び方は我々がしっかりと監視していればいいと思います。

【石田委員】 その行政の選び方の指針というのは、ただ行政独自の指針でやるのではなくて、行政から指針策定の趣旨というものがしっかりとあった上でやっているということを公の場でしっかりと確認したいと思っているんですが、いかがでしょうか。それは、必ずしもこの指針に沿ってやるのではないということではないと思うんですけども、その確認をしたいということです。

【井上委員長】 その辺も含めて、しっかりとやっていただくということをこの調査依頼書、行政のほうに渡しに行きます。そのときにはしっかりとその辺は確認を取ってまいりたいと思いますが、今の段階では、どのようにするというのは、こちらからはちょっとお答えはできないかなと思います。

【石田委員】 なるほど。私、弁護士会が策定しているこの指針はよくできていると思っております。地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針についてというものですが、事務局長、発言していて何か問題がありますか。大丈夫ですか。

【井上委員長】 暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時39分 再開

【井上委員長】 では、再開します。

今の石田委員の御意見、そういう弁護士会の指針があるということで、そういった選び方をしてほしいということは、私からもしっかりと伝えたいと思います。

【石田委員】 よろしくをお願いします。

【井上委員長】 ほかにありますか。

それでは、確認した部分を修正いたしまして、資料1の内容で本委員会から議長に依頼をし、議会として市長に調査依頼を行うことでよろしいでしょうか。

全 員 了 承

【井上委員長】 それでは、そのように決定をいたします。今後は、この調査の結果を受けて、本委員会としての対応を考えていくこととなりますので、御承知おきいただきたいと思います。

日程3 その他

【井上委員長】 それでは、日程3、その他として、委員の皆さんから何かありますか。

【町田（浩）委員】 委員会として、今後の流れについても、念のため、皆さんと確認しておいたほうがいいのかと思います。

【井上委員長】 次回の日程等ですけれども、少し間が空くことになると思います。議長から市長に依頼して、そこからどういう対応になっていくか。我々はその様子を見ておくという時期になりますので、今回は現段階では未定ということになると思います。

【布瀬委員】 依頼してって、どのようにするということとかは市側から多分報告があるのかなと思うんですけれども、そういったところもありましたら、ぜひまたこの委員会で言っていただければと思います。よろしくお願いします。

【井上委員長】 市もこれを受けた以上は、恐らく何らかの発表をされると思いますので、そこまで待ちましょう。

【鳥渕委員】 日程がもう移ってしまったんですけれども、私も後日、委員長のもとで改めてアンケートの内容、皆さんが確認された内容を確認させていただいたんですけれども、資料1の3ページになるんですか。2・施設に関する調査の中でシリウスのことが書かれてあったのが、ちょうど赤嶺委員の名前になっていますけれども、「工事費に含めるべき取付家具等を備品や消耗品で購入し、工事費の増額を抑えた」と。私もこの内容を確認したんですけれども、いわゆる費用、お金の使い方についてのくだりというか、その内容が書かれてあったんです。このことは私も確認をしたんですが、「シリウスの工事やり直し指示」と出ていますけれども、これ以外にいろいろやり直しの指示を受けたみたいな漠然とした内容があったんですけれども、具体的なことが書かれてあったのは、シリウスの取付け家具、備品云々ということだけだったんです。そうであれば、例えば「シリウスの工事やり直し指示について」ではなくて、例えば1・事業に関する調査に持っていった方がいいのかなと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

【井上委員長】 シリウスとポラリスに関しては複数回答がありました。シリウスに関しても具体的にこうこう、こうだというのは備品のことだったんですけれども、やり直しの指示があったとか、そういったところの中にシリウス、ポラリスというのはかなりの数があったので、こちら側に入れていたんですよ。

【鳥渕委員】 幾つかの声があったのは私も確認しているんですが、それが何のことなのかというのがあまりにも漠然としていて、具体的に示されていたのは家具、備品云々というところだけだったんですね。だから、施設に関することなんだというふうに今委員長おっしゃったんですけれども、以前、我々が学んだ指針の中にも、例えば調査範囲・方法について「委員は、調査計画に基づき、……必要と考える事柄について広く調査するものとする」と示されている中に補足として『必要と考えられない事柄』についてまで調査をすべきとするものではない」と示されているところもあるんですけれども、その辺についてはこの委員会で……。いや、私はこうしてほしいと言っているのではなくて、皆さんからの御意見を伺いたいなと思っております。

【町田（零）委員】 議事が3に進んでしまっているんで、戻ってやること自体、ルールからしてどうかと思ったんですが、内容的には議題1と2に関わる場所ですよね。ただ、委員長は、多分議題2についてということを書いていない。1と2について協議しますではなくて、1とやって、2を今、併せて協議してしまったから、今お話しされているということを前提にお答えしますと、あくま

でも委員長がつくられたものなので、私はこのように読んでいるというところにすぎないんですけれども、事業に関する調査と施設に関する調査の違いなんですけれども、事業に関する調査というのは、そもそもやり直しが具体的に指摘されていることについて、具体的な事柄についてだから事業に関する調査。2つ目の施設は、複数指摘があった施設について、具体的かつ広範にわたっているものを施設に関する調査というふうにまとめられているんだと思うんです。

ポラリスというのは、複数で、具体的で、しかも広範なので、ポラリスに関しては非常に分かりやすいんですけれども、シリウスについては、鳥渕委員おっしゃるとおり、要するに家具を買ったこととか工事費を抑えるのは、本来工事のやり直しには当たらないので、そこについては具体ではないかもしれませんが、シリウスに関してはこのほかにもやり直しが行われていて、大変苦勞させられたというような指摘もありましたので、複数で、かつ広範にわたっているところが該当しているので、施設に関する調査というところで含めざるを得なかったのではないかなと思うんです。

仮に1・事業に関する調査となってしまうと、先ほどの家具の話になってきてしまう。初度調弁に関しては、工事のやり直しには該当しませんので——私の認識ですよ——、こちらに入れざるを得なかったところもあるのではないかなと思うので、取り立ててこれが不適切であるとまでは言えないのかなと思います。

【井上委員長】 この調査依頼をかけても、向こうの判断で、もしかしたら……。例えばI K O Z Aの壁の塗り直しとかというのは出てきていたんですけれども、もしかしたら公共工事のやり直しに該当しない可能性もあります。もう引渡後のこととなると、第三者の方が判断したときに、これは公共工事のやり直しに当たらないということで調査をしないという可能性もあるのです。我々はあくまでもアンケートの中から抽出して、それをまとめて、これについて調べてほしいと依頼をかけます。ただ、向こうのほうで受けたときに、やっている中で、これはこれには該当しないねとかいうのも出てくると思いますので、まずはこれで調査依頼をかけたいと考えています。

【鳥渕委員】 ありがとうございます。あくまでも付議事件の市議会、そして市の調査の中で出てきた内容を、皆さんもそうですし、私なりに確認をさせていただいた中で、先ほど町田（零）委員からもお話しいただきましたけれども、あまりにもシリウスに関しては、具体的に示されているのはこの備品のところだけであった、あとは漠然とあったということで、そこまで突き詰めて漠然と言っているからこそ、施設に関する調査なのかなというふうに捉えるのか、それとも漠然と言っているから、具体的に見聞きしたというふうな部類の中での発言というか、回答であったので、本当にここの調査の内容に加えるべきなのか。あと、備品のやり取り、工事の発注のやり直しなのかというふうなことも含めて、今委員長、その判断は第三者に委ねるということであるので、一応そういう意見をお伝えしておきたいと思います。

議事日程が戻ったような形で大変失礼いたしました。

【石田委員】 シリウスに関しては、私も、この間、いろいろ言ってきましたけれども、行政側も認めています、当初出した予算というのは躯体の中身。躯体だけを書いて、中身が書いていなかった。そこは各段階にわたっていると思うんですけれども、やっていたということですか、あとは単価です。材料の単価をばらばらに、玉虫色にやっているんですけれども、物によって1割引きで算定していた。しかも、普通公共工事の場合は公共工事設計労務単価に基づいてやらなければいけないんですが、公共工事設計労務単価でやっていないで、民間の単価でやっていたことも明らかになっていますので、こういったことも含めて、予算が通った後に急激に26億円の予算が増額されたと。当初はオリンピックの関係で需要増しているから、単価が上がったんだというふうにやっていました。

「等」とはつけていましたけれども、基本的にその「等」の中身は全く説明されていないで、私のほうで中身を調べましたら、その「等」がほとんど反映されていなかったことが明らかになっていますので、そういうことも含めて、やはりしっかり第三者の専門家に見ていただくということは市議会の立場として大変有意義であると捉えておりますので、このとおりでお願いしたいと思います。

【井上委員長】 ただいまのは意見として処理させていただきます。

ほかにはよろしいですか。

それでは、次回の日程については、先ほど申し上げましたけれども、少し時間が空くことになると思います。現段階では未定ですので、御承知おきください。

本日は以上で閉会いたします。御苦労さまでした。

午前10時52分 閉会